

消費者被害注意報

No. 58

移動販売による物干し竿の強引販売に気をつけて！

相談事例 「物干し竿、2本で1,000円」と宣伝していたトラックを呼びとめた。業者は、宣伝内容とは別の1,980円のステンレス製の竿の説明をしてきた。勧められるままステンレス製の竿を選んだところ、業者から「お宅には長すぎるから切ったほうがよい。竿を切ると返品できない」と言われた。その時、価格表を見せられたが、字が小さくてよく見えなかったが了承した。竿を切った後で、「1本19,800円だ」と高額な請求をしてきた。高すぎると反論したが、「価格表は見せた。竿は切ってしまったので、解約できない」と言われ、仕方なく代金を支払い、領収書を受け取った。後日、購入したことを後悔し、領収書に記載された業者の携帯電話に電話したが繋がらない。



〈相談員のアドバイス〉

事例のように宣伝販売していた商品とは別の商品の勧誘を受けた場合等は、特定商取引法の訪問販売にあたり、竿を切ってしまうと**8日以内であればクーリング・オフが可能です。クーリング・オフをする際は消費生活センターへご相談ください。**

相談者には、今後は**購入する意思を示す前に金額の確認をし、不要な勧誘は毅然とした態度で断ることや、契約時には業者所在地等の記載がある契約書や領収書等**をもらうことを助言しました。

見守りのポイント

- 他にも、軽トラックで不用品回収を行っている業者から高額な請求を受けたなど移動販売等でのトラブルは多く、悪質なケースも少なくありません。
- 購入する前に商品やサービスの価格や保証内容等を確認し、**曖昧な態度をとらず、不要な勧誘ははっきりと断りましょう。**また、**業者の名前や連絡先が記載された、契約書や領収書等を必ず受け取りましょう。**
- 業者の連絡先が不明であったり、でたらめであった場合などは、解約や返金の交渉ができず被害の回復が困難となります。**移動販売業者に声をかける時は慎重に行いましょう。**
- 脅された場合は、その場で警察や消費生活センターへ相談しましょう。

「おやっ？」と思ったら消費生活センターへ

相談専用電話 043-207-3000

〈連絡・問い合わせ先〉 千葉県消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111